

議案第53号

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月2日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、災害援護資金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等の措置が講じられたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年朝来市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号資料

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| (償還等) 第 15 条 (略) 2 (略) 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u> | (償還等) 第 15 条 (略) 2 (略) 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。</u> |